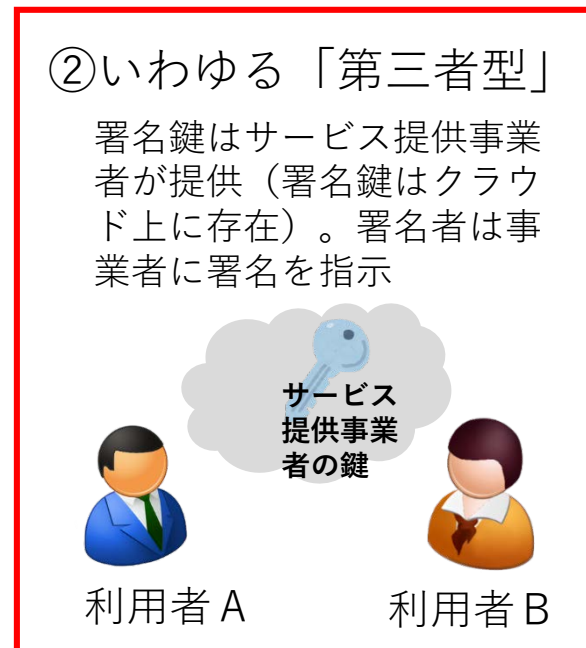
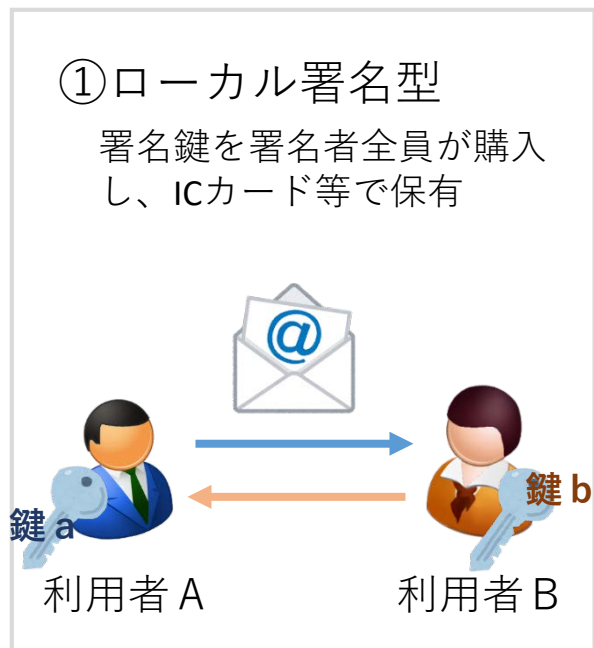


電子署名法第3条に関するQ & Aについて

令和2年10月14日
内閣府 規制改革推進室

1. 電子署名の活用促進について

- 電子署名法の制定当初は想定されていなかったクラウド型の電子署名が登場し、普及が進みつつある。
- 押印の代替手段の1つである電子署名の活用を促進するため、クラウド型の電子署名のうち、特にサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスについて、所管3省において電子署名法における位置付けの明確化を行った。（総務省、法務省、経産省の連名で7月17日に2条関係、9月4日に3条関係のQ&Aを公表）



2. 電子署名法3条に関するQ & Aについて

- サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスについて、どのような要件を満たせば第3条（真正成立の推定）の対象となるかを整理。

【電子署名法抜粋】

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第3条には、第2条（定義）における要件に加え、「本人だけが行うことができること」という要件が規定されている。

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、**本人だけが行うことができること**となるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

2. 電子署名法3条に関するQ & Aについて

利用者の指示に基づきサービス提供者事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）（抜粋） ※9月4日公表

問1 電子署名法第3条における「本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）」とは、どのようなものか。

（前略）

- このように電子署名法第3条に規定する電子署名について同法第2条に規定する電子署名よりもさらにその要件を加重しているのは、同法第3条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからである。すなわち、このような効果を生じさせるためには、その前提として、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要であり（以下では、この要件のことを「固有性の要件」などという。）、そのためには、当該電子署名について相応の技術的水準が要求されることになるものと考えられる。したがって、電子署名のうち、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、同条の推定規定が適用されることとなる。

（後略）

2. 電子署名法3条に関するQ & Aについて

問2 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスは、電子署名法第3条との関係では、どのように位置付けられるのか。

(前略)

- その上で、上記サービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するには、更に、当該サービスが本人でなければ行うことができないものでなければならないこととされている。そして、この要件を満たすためには、問1のとおり、同条に規定する電子署名の要件が加重されている趣旨に照らし、当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件）が必要であると考えられる。
- より具体的には、上記サービスが十分な水準の固有性を満たしていると認められるためには、①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要があると考えられる。
- ①及び②のプロセスにおいて十分な水準の固有性を満たしているかについては、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されることになると考えられるが、例えば、①のプロセスについては、利用者が**2要素による認証**を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。2要素による認証の例としては、利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、**スマートフォンへのSMS送信**や**手元にあるトークンの利用**等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得した**ワンタイム・パスワードの入力**を行うことにより認証するものなどが挙げられる。

(後略)